

小中学校児童生徒の保護者様へ

裾野市就学援助制度についてのお知らせ

裾野市教育委員会教育総務課

就学援助制度とは、経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品や給食費などについて援助をする制度です。

1. 就学援助対象者とは

この制度によって援助を受けられるのは、就学困難な児童生徒の保護者で、生活保護を受けている方、又は、生活保護を受けている方に準ずる程度に生活が困窮していると認められる方です。

申請に基づき、下記の項目のいずれかに該当している方について教育委員会で審査を行います。

A 次のいずれかの措置を受けている方 【 】は提出書類

- ① 生活保護を受けていたが停止または廃止された。【生活保護廃止(停止)決定通知書の写】
- ② 市民税の非課税・減免、個人の事業税の減免、固定資産税が減免されている。【非課税証明又は減免通知書の写】
- ③ 国民年金の掛金が減免されている。【減免決定通知書の写】
- ④ 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。【減免・猶予決定通知書の写】
- ⑤ 児童扶養手当の支給を受けている。【証書の写】
- ⑥ 生活福祉金による貸付を受けている。【貸付決定通知書の写】

B 上記以外の理由により、経済的に就学が困難な方

2. 申請方法

申請書は、お子さんの通学している学校でご用意しますので、学校へお申し付けください。

【提出書類】

- ・ 就学援助費申請書（その他収入は0円でもすべて記入してください。）
- ・ 上記該当項目の【 】の書類
- ・ 前年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し（同居家族全員分）

※公的年金受給者の方についても年金の源泉徴収票の提出をお願いします。

※世帯が異なる場合でも、同居家族がいる時は世帯状況に氏名を記入し、源泉徴収票等を提出してください。

【提出先】：通学している学校（上記②の提出書類が不足する場合には受付出来ません）

※小中学校にそれぞれお子さんがいる家庭は、小学校へ提出してください。

【審査結果】申請日の翌月を目途に学校を通じてお知らせします。

申請書に虚偽の記載があった場合は、認定を取り消し、援助費を返納いただくことがあります

3. 就学援助費の支給額（年額）

対象費目	対象学年	小学校	中学校
新入学用品費 ※1	1年	54,060円	63,000円※3
新入学用品費（入学準備金）※2	6年	63,000円	—
学用品費	全学年	11,630円	22,730円
通学用品費	2年～	2,270円	2,270円
給食費	全学年	53,900円	64,900円
修学旅行費	実施学年	実費	実費
校外活動費（宿泊なし）	実施学年	1,600円（上限）	2,310円（上限）
校外活動費（宿泊あり）	実施学年	3,690円（上限）	6,210円（上限）

* 医療費は学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかり、学校からの治療の指示を受けたものに関して医療券を交付し、治療費が援助されます。

* 認定基準日から支給の対象となります。認定基準日以前のものとは支給されません。

* 学用品費・通学用品費は、年間3回に分けて支給します。

※1 新入学用品費の支給は、4月までに申請をし、認定された世帯のみ支給となります。

※2 新入学用品費（入学準備金）は、1月1日時点で認定されている小学6年生を対象に支給します。

※3 中学1年生対象の新入学用品費は、小学6年生時に既に受給されている場合、支給はありません。

5. その他

- 就学援助費の支給が認定された場合、請求・受領の権限を学校長に委任していただきます。
- 援助金を生活費等に使用することはできません。
- 教育委員会で申請者について、所得状況や学校長からの資料をもとに審査し認定しますので、必ずしも認定されるものではありません。
- 税の未申告等により収入状況を確認できないときは、認定されないことがあります。
- 認定後、生活状況が好転した場合は、速やかに学校に申し出て下さい。
- 審査の結果については、その情報をお住まいの地区の民生委員へお伝えします。
- 申請は、毎年度必要となります。

ご不明な点は、学校又は下記へお問合せください。

裾野市教育委員会 教育総務課 就学援助費担当

裾野市佐野 1059（市役所3階）

Tel055-995-1837